

2017（平成 29）年度「第 20 回」介護支援専門員実務研修受講試験について（総評として）

10月8日（日曜日）に、2017（平成 29）年度の「第 20 回」介護支援専門員実務研修受講試験が、全国一斉で実施されました。

次年度試験から受験資格の一部変更が予定されており、そのため、本年度の受験が当面最後になる受験者もおられること、介護報酬・診療報酬の同時改定、介護保険法の一部改正、それらを反映して、出題準拠とされる財長寿社会開発センター発行の「介護支援専門員基本テキスト」の八訂版の発行が予定されている本年度の試験内容がどのようなになるか、様々な憶測や予測が飛び交い、合格率アップ（合格者数増）が期待されていたと聞きます。

さて、本年度試験の出題内容につき、以下のとおり総括・総評したいと思います。

【試験の全体的構成について】

以下の「介護支援分野」の解説でも触れますが、本年度試験は、まさに「介護支援専門員実務研修」を受講することに特化した、知識・技能（ものの見方）を試す出題内容に大きく舵を切ったように見受けられました。

その出題内容の方向転換は望ましいものと考えますが、あまりに急なハンドリングには、受験者も戸惑い、また無用の不安から本来の実力を発揮できなかった方もいたのではないかと心配しています。

また、国が掲げる「我が事・丸ごと」政策で示す「高齢者と障害者の共生サービス（事業）」を視野に入れてか、高齢者・障害者と介護保険法・障害者総合支援法の関りの理解を確認する問題も散見しました。当該政策が今後どのように具体化していくかの行方を見据えながら、今後の高齢社会と社会福祉（社会保障）を、広域的かつ連動制に着目する必要性を感じました。

【介護支援分野について】

「介護支援分野」につきましては、本来この試験が「実務研修受講試験」と銘打つとおり、この試験の合格者に求める「本質」であるとも言えますが、25問の大半で「ケアマネジメント」（居宅介護支援・介護予防支援・施設サービス計画策定）の全体的な理解と、その中心的担い手である介護支援専門員（ケアマネジャー）としての資質やものの見方、基礎知識の確認を求めるものでした。

これまでは、介護保険制度（法）の規定から始まり、保険者、被保険者、要介護等認定、保険給付など、介護保険の利用を前提とした「手続きにかかる基礎的な事項」の理解を問う問題が比較的偏りなく出題されていたことと比較すると、急激な変化と捉えられる向きもありますが、本年度試験の「介護支援専門員実務研修受講を前提とした出題構成」は、

唐突ではあるものの、出題意図としては相当・妥当と思えます。

尤も、この変化は、過去問題中心に学習してきた方や、職場・現場において、ケアマネジメントの実務から距離を置いている方には、少々面喰ったのではないかと、若干同情の余地を感じます。

難易度に関しては、ケアマネジメントに関し、広く「運営基準」を中心に学習していた方には比較的容易であったと思いますが、ケアマネジメント業務に馴染みの少なかった方には極端に難しく感じ、冷静に解答すれば正答を得られるにも関わらず、初めから「匙を投げてしまった」受験者も少なくなかったのではないかと推測しています。

第1号被保険者の利用者負担割合の変更取扱い、所得や預貯金による補足給付の制限などに関しても、「直球での出題」でなく、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、第2号被保険者について、といった「変化球で出題」してきたことを見ると、やはり「落とす試験」傾向があることは拭えないとも思いました。

今後増加が予想されている「生活保護受給者」や「認知症患者」「独居高齢者」に関しては、例えば「生活保護について」といった直接的な設問は避け、複数問題の選択肢の中にも含ませ、より「実践的な理解力」を問うものであったように見受けられます。

他方、予防重視は十分理解できるものの、地域支援事業や地域包括ケアシステムに関する基礎的な出題内容が少なかったことも意外であり、主治医意見書に「短期記憶」の記載があるか否かといった詳細内容を問うものや、地域支援事業の包括的支援事業のうち的生活支援体制整備事業の中で配置する「生活支援コーディネーター」（地域支え合い支援員）について、数問（複数選択肢）にわたり詳細に出題されたのは予想外でした（むしろ、認知症初期集中支援チーム等の方の出題可能性を予想していたため）。

ケアマネジャーに関する様々なサイトなどを見てみると、「本年度試験は簡単だった」「合格ラインは高いのではないか」という感想・ご意見も多くありましたが、全国で受験対策講義を行ってきた私の経験から、「介護支援分野」の合格ラインは25点満点で17点を超えることはないのではないかと予想します。

昨年度試験を基準に評価すれば、明らかに「基礎的」であり「難易度が低い」と感じられるのも事実であると思われる。

【保健医療福祉分野について】

「保健医療福祉分野」は、「保健医療サービスの知識等」（基礎・総合）「福祉サービスの知識等」のいずれも、ほぼ例年通りの難易度（むしろ平均的な出題レベル）であったという印象です。

この分野は前述の「介護支援分野」とは異なり、過去問題中心の学習でも、慎重に取り組めば、かなりの高得点を得ることも可能だったのではないかと（高得点を得た受験者もいたのでは）と推測しています。

なお、保健医療サービスの知識等の出題では、「基礎」で高齢者の疾病や介護の基礎、「総

合」で保険給付対象の保健医療系サービスについて出題、といった仕分けが見受けられた昨年度までと異なり、「基礎」と「総合」で出題内容の混在化がみられました。

認知症と認知症ケアに関する出題が極端に少なかったのは、やはり基礎と総合の全 20 問で広く浅く知識・見識を問うには、そろそろ限界を迎えているのでは、と感じるものでした。

福祉サービスの知識等では、ソーシャルワークに関して 3 問も出題されたのに対し、今後も活用が期待される小規模多機能型居宅介護に関する出題が選択肢レベルで済まされたことは意外でした。

ここ数年出題がなかったものの、終末期医療との連携でニーズの高い訪問入浴介護サービスについて出題されたこと、成年後見制度などの周辺の関係諸制度について例年 4～5 問出題されていたものが、本年度は「高齢者虐待防止法」を含めて 3 問に抑えられたのも、前述のとおり、問うべき事項の量が、35 問（ひいては全 60 問）では問いきれる許容を超えてしまったとも考えられます。

巷間ウワサのレベルながら、今後 60 問の出題数を増やすのではないかという予測は、あながち外れではないとも思われる。

とは言え、「保健医療福祉分野」35 点満点では、合格ラインは 25 点を超えることはないと予想しました。

来年度、受験資格が変更となること等を踏まえ、今後どのように試験の出題内容や出題形式が変遷するかは未だ予想できませんが、介護支援専門員という資格と、その取得にかかる手続きや資格の社会的認知の向上に関する国などの施策につき、注意深く今後を見据えて行きたいと考えています。

以上

文責：高齢社会権利擁護研究所

所長 野 島 正 典